

労働保険事務組合の皆様へ

令和6年度から
3期増減額訂正報告の提出期限が変更となりました
(12月最終開庁日⇒12月20日へ)

とりまとめ周期と提出期間



	委託・委託解除年月日 のとりまとめ周期	提出期間
増額訂正報告	6月1日～9月15日	9月1日～9月30日
	9月16日～12月15日	12月1日～ 12月20日
	12月16日～翌5月31日	年度更新時
減額訂正報告	4月1日～9月15日	9月1日～9月30日
	9月16日～12月15日	12月1日～ 12月20日
	12月16日～3月31日	年度更新時

- ※ **最終日が土日・祝日の場合は、翌営業日までとなります。**
- ※ メリット適用事業場は、上記の提出期間にかかわらず随時提出してください。
- ※ 増額訂正報告と減額訂正報告でとりまとめ周期が異なりますので注意してください。
- ※ 郵送の場合の提出期限は、最終日の消印日ではなく最終日到着分までとなります。